

益城町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 益城町移住支援金事業に関する報告及び立入調査について、熊本県及び益城町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 居住地等その他移住支援金に係る要件を確認するため、必要に応じて住民基本台帳等その他関係書類を確認することに同意します。
- 3 以下の場合には、熊本県移住支援事業・マッチング支援事業・地方就職学生支援事業及び起業支援事業実施要領及び益城町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満で益城町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 熊本県移住支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に益城町以外の市区町村に転出した場合：半額
(就業の場合のみ)
 - (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

上記について、全て確認しましたので誓約します。

(署名欄)

_____年_____月_____日

申請者氏名_____